（様式第１号）

平成 19 年度　第 3 回　芦屋市文化財保護審議会　会議要旨

日　　時	平成19年11月29日（木）　10：00～12：00
場　　所	北館　4階　教育委員会室
出 席 者	会　長　多淵　敏樹 委　員　神木　哲男 委　員　村川　行弘 委　員　近藤　雅樹 欠席委員　俵　正市 社会福祉部長，障害福祉課長 事業関係者３名 事務局　教育長，社会教育部長，同次長，生涯学習課学芸員，同社会教育主事
会議の公表	■　公　開　　□　非公開　　□　部分公開 ＜非公開・部分公開とした場合の理由＞
傍聴者数	１人

1　会議次第

教育長挨拶

報　告

（1）金津山古墳（第 17 地点）について

（多渕会長）

・私の経歴は、福祉・建築・文化財保護いずれにも関わりがある。

・本日は、関係者の方々にも出席していただいている。

（浅原部長）

・経過説明。なかよし福祉会は、２年前に社会福祉法人になった。20 年前から福祉事業をされている。現在、公光町に作業所があるが、平成 22 年２月までに立ち退かなければならなくなり、移転先を検討した。

・なかよし福祉会は零細事業者であるため、移転するに当たって、国・県に補助金を申請することになった。

・補助金申請にあたって、なかなか移転先が決まらず、芦屋市土地開発公社が土地を提供することになった。

・本日は、委員の皆様にお詫びを申し上げたい。

・平成 20 年３月までに工事着工しなければ、補助金を返上しないといけない。

・金津山古墳の保存のため、設計変更を検討した。建物の深度と範囲を検討した。建物を３階建てにして敷地北側に寄せる案を検討したが断念した。

（川崎次長）

・資料１を用いて、教育委員会が保険福祉部に出した金津山古墳周濠を保存する条件を説明。

（村川委員）

・事業が市教委の条件を汲んでいるかどうか。

（多淵会長）
・文化財保護審議会としては、当初、開発を一切認めていなかった。
・審議会の中で、事業者が悪くないことと、市側に不手際があったということがわかった。
・いろいろなことを考えて、設計変更案を許容した。
・本当のことを言えば、金津山古墳という非常に重要な埋蔵文化財がある大事な場所であり、一切さわりたくない。
・工事を周濠肩より３ｍ幅で距離をとるのは、文化財保存の限界。
（米田課長）
・建物の敷地北側までの移動を検討し、建物を全体に北へ１ｍ移動する設計変更案を出した。
・周濠から３ｍ幅（検討１）、２ｍ幅（検討２）、１ｍ幅（検討３）、０ｍ（検討４）で構造計算した。その結果、１ｍ幅（検討３）、０ｍ（検討４）が検討可能と判断した。
・検討１・２は、大地震が起これば建物が倒壊する恐れがある。
（村川委員）
・保存の条件として、周濠から３ｍ幅の確保をお願いしているが、検討３・４はその中に食い込んでくる。この場合、記録保存する必要が考えられる。教育委員会がお願いした３ｍ幅が見当たらない。
（多淵会長）
・市教委調査担当者の意見はどうか？
（森岡主査）
・阪神間の 50～70mの古墳の周堤保存は５ｍ幅をとっている。３ｍ幅でも２ｍ妥協している。
・３ｍ幅が確保されないと、掘削時の振動などによる埋蔵文化財への影響が懸念される。
・建物部分は平面発掘が必要である。
・遺跡取り扱いの最終的な判断は、県教育委員会審査指導係にあるので、市教委では本発掘調査の有無について確定・断言はできない。
（多淵会長）
・発掘調査が入ったら、来年３月着工の工期に間に合うか？
・設計変更では、基本的なプランが変っていない。
・最近の確認申請は、非常に手間がかかる。
・障害者 20 名が、安全に、楽しく過ごせる空間を、この３ｍ幅の確保という条件でクリアできないか？
・建築として、プランを変えられないか？もう一工夫できないか。
（米田課長）
・20 名に対して、指導者３名となっており、目の行き届く設計となっている。２階建て、上から見渡せる設計。
・階段は、観客席などにも利用できる。
（多淵会長）
・文化財保護審議会と事業者の意思が、うまく伝わっていない。
・文化財保護審議会は、本来５ｍ幅を３ｍ幅まで妥協している。
・建築の場合、絶対にこの形でなければならないことはあり得ない。デザインのこだわりなどはあると思うが、埋蔵文化財保存という新たな条件が入ってしまった。

・発掘調査が必要になった場合、工事着手期限に時間的に間に合わない。
（村川委員）
・福祉が芦屋にとって非常に大事と考え、それを考えて協力・検討してきた。
・市民の手で 1500 年間守られてきた古墳であり、これを完全の状態で守っていきたいということから、芦屋市でこの土地を買い取ってもらった。周濠の保護が土地購入の主旨。
・発掘は記録と同時に遺構を破壊する。
・協力できるぎりぎりのところで、お願いしている。
・1500 年間、市民が守ってきた周濠を何で破壊しないといけないのか？
（藤原教育長）
・なかよし福祉会側には責任はなく、この土地を斡旋した市の問題。なかよし福祉会も、何でこんなところを紹介したのかという思いだと思う。
・教育委員会としては、何とか決着、できれば今日と考えている。タイムリミットがきている。
・検討３・４をもう少し検討する方法がないのか。
・すべての原因は、我々市側にある。
・補助金返上になった場合、その責任は市側にある。市の一員としてこれは避けたい。かといって、埋蔵文化財はおろそかにできない。
（多淵委員）
・検討１は、今の建物の平面プランなら成り立たないと思う。
・補助金なので、容積は変えられないと思う。
・同面積・同容積でプランを変えられないか？もう一度考える余地はないものか？
・設計が最初からやり直しになり、大変なことだと思う。
（岡村氏）
・周濠ラインを設計図に組み入れた際、半径 15mの円弧となった。これに半径３ｍを足している。
・今計画中の建物では、幅３ｍを確保することは難しい。
・片持ちにする場合、ぎりぎり。これが無理なら設計し直し。
・設計変更とタイムスケジュールの問題について、補助金をとるためには、時間とスケジュールが合ってくるかが難しい。
・現在、構造計算がほとんど出来上がっている状態。
（多淵会長）
・設計を変えることしか、私としては考えられない。
・ステージ部分を削ることができないか？無理か？
・姉歯事件以来、構造計算が難しくなってきている。完成した図面が必要になっている。
（米田課長）
・建物の形の変更も提案している。
・作業所の主目的を考えた上での設計になっている。
・なかよし福祉会独自のスタイルがある。
・他の場所も検討した。
・リミットがきているので、駄目になるより何とかしたい。
（多淵会長）
・形まで市が指示したわけではない。

・なかよし福祉会の事業内容で一番良いスタイルの設計になっている。そこで、埋蔵文化財保存という新たな条件が加わってきている。
・大至急、早急な指示をなかよし福祉会に出せないか。
（米田課長）
・近隣住民へも事業の説明会を開催している。緑を多くし、高さをおさえている。設計変更した場合、また、住民への説明・理解が必要になる。
（多淵会長）
・建物を全部３階と言っていない。一部分だけでも３階にできないか？
・幅３ｍを確保するには、精度の高い施工が要求される。
・近隣住民は、金津山古墳について理解を示すと思う。
・住民説明に文化財保護審議委員メンバーの私が行って説明してもいい。
・教育委員会の提案した条件を守って建設していただくのは問題ない。
（村川委員）
・遺構を保存せず、発掘はしないということは譲歩できない。
（神木委員）
・文化財を守り、これからの人達に手渡していく必要がある。福祉も当然大事。どこかで妥協点を見出さないといけない。
・設計を最初からやり直すことは大変なことだと思う。
（戸島理事）
・補助金の期間がない。
・県の方へ埋蔵文化財の存在についても報告した。平成 20 年７月までには、建物完成してほしいということだった。平成 20 年３月までに会計処理しないといけない。
・設計変更料がかかる。それでなくても、なかよし福祉会の自己負担額が当初予算より増えてきている。
・文化財保護審議会の気持ちはわかるが、補助金返還になっては困る。
（藤原教育長）
・教育委員会としてはまったく知らなかった。
・市がその土地を紹介する前に事前に経過等の調査をしたのかという個人的意見をもっている。
・タイムリミットが迫っている。
・この問題は，市がなぜそんなところを紹介したのかということになる。
・どこかで妥協しないと、非常に困った問題となる。具体的な妥協案を検討しないといけない。
・関係者とも直接話しをした。何とか妥協できないかとの意見だった。
（多淵会長）
・我々も同じ意見。
・建てるという方向。３ｍまで守った上での妥協点。
（浅原部長）
・最悪のパターン（金銭保証）も含めた上で決断しないといけない。
・発掘調査するパターンもあるのか？
（多淵会長）
・幅１ｍになったら、発掘調査が必要となる。
（浅原部長）
・発掘調査という判断もある。

・事業実施が絶対。
・発掘調査という選択もできるのか？
（村川委員）
・古墳破壊をするものは、発掘。
・1500 年間守られてきたものを壊すというのか？
（神木委員）
・発掘調査が入ると、調査期間が必要になる。
・工事着工が年度内に間に合うかどうか？
（森岡主査）
・県教委の判断になる。
・費用は、国庫補助対象にはならない。
（多淵会長）
・発掘調査して、着工が間に合わなかったら、どこかが責任をとらないといけない。
（村川委員）
・浅原部長が仰ったことは、文化財保護審議会のこれまでの審議内容を踏まえていない。
（多淵会長）
・障害者のためには、コンクリートな建物が必要。しかし、遺構が壊れてしまう。
（岡村氏）
・この土地は確認調査が終わらないと、周濠の位置はわからなかったのか？
（森岡主査）
・この土地に金津山古墳の周濠があることは、20 年前から把握している。
（多淵会長）
・この土地に関する事実経過を把握していなかったのは、市の責任。
（岡村氏）
・建物は、作業の見渡しが効くのが条件。ワンルーム。平面的に延ばす。そのため、床が丈夫でないといけない。床をもたせないといけない。地盤調査では、深さ２ｍのところに堅い地盤がある。その上は軟層。不等沈下の恐れ。
・コスト面で地盤改良を採った。遺構面を壊してしまう。
・キャンティレバーの方法。
・予算内で恒久的な建物ということで、コンクリート一部木造となった。
・周濠から幅３ｍを確保した場合、深基礎が建物の半分になるので無理。
・周濠から幅２ｍを確保した場合、構造計算上ＯＫ。基礎深さ 210㎝。重みを含め、下部の埋蔵文化財に影響を与えるのではないか？
・周濠から幅１ｍの場合、基礎の深さが 1.8mでおさまる。
（竹村課員）
・確認調査では、届出のあった建物の工事深度に合わせて、深さ 180㎝ まで確認している。その際、大阪層群を地山として確認している。そのため、設計変更によって工事深度が深くなることによって、新たな埋蔵文化財が損壊を受けることはない。
（森岡主査）
・周濠から幅１ｍの場合、発掘調査費、設計変更費、時間、すべて意味があまりない。
（藤原教育長）
・検討１（幅３ｍ）の具体的問題は何か？
（岡村氏）

・検討１（幅３m）は構造計算上はＯＫ。ただし、長手方向に半分の基礎は、とんでもないこと。
・検討２は、構造計算上ではＯＫだが、歪な基礎になる。大地震に堪えられるかどうか？設計者として社会的責任がある。
・検討１は、法律的にＯＫ、構造的にＯＫだが、何が起こるかわからない。気分的に、不完全なものに生活させたくない。
（藤原教育長）
・妥協点がなければ、市教育委員会としては駄目でしたと言わざるを得ない。
・２m幅ならどうか？
（近藤委員）
・どうしてもこの土地でないといけないのか？
・民間の土地を買い上げてでも、提供できないか？
・発注者，施工者双方に対する配慮、負担に対する市の道義は何か？
（藤原教育長）
・私が答えるべき立場でないが、そのことは当初から議論している。
・この土地は文化財保護の目的で購入された土地。
・市有地はすべて売り払っていて、ない。
（多淵会長）
・文化財保護審議会は、当初は、開発は絶対に反対で答えていた。
・市の責任が大きい。当初、文化財保護のために買ったのに、土地開発公社にわたった段階でうやむやになった。
・我々としてはやむを得えず、容認する。その中で設計変更が最低条件。
（近藤委員）
・市の責任として、責任の所在。市として、事業者・施工者・使用者にどのような支援ができるのか？
・提供を決めた当事者が同席しておらず，そちらでどうにかしてほしい，勝手にしてくれという印象。
（藤原教育長）
・今回の原因を究明したいと個人的には感じている。
・教育委員会に話が来た時には、全て決まってしまってからだった。
・市長は、この責任を痛感していると言われている。
・文化財と福祉の問題が絡まっており、悩む。
（多淵会長）
・市長が責任を感じられたことで解決できた問題ではない。
・本音をいうと、白紙にして別の場所にしてほしい。
・しかし、この場所で事業を容認しないといけない。
・幅 2.5mで検討できないかどうか？
・構造上大丈夫なら、バランスが無茶苦茶悪いとしても検討してもらえないか？
（浅原部長）
・ご意向がひしひしとわかる。ご意向を無視しない方向で努力。
（神木委員）
・建物を軽くすると、基礎が小さくなる。
・発掘をするのは、期間・費用的にも一番まずい方法。

以　上